MANAGEMENT POST
Vol.31-07
www.yanagisawakaikei.net.

Yanagisawa Accounting Firm
柳澤会計グループ
〒391-0003　長野県茅野市本町西 1-40
TEL：0266-72-5060　FAX：0266-72-5063

『経営革新サマーセミナー』中止のお知らせ

毎年７月に開催していました経営革新サマーセミナーにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加者・関係者の安全面を考慮し開催を見合わせることにしました。セミナーを楽しみにしていただいていた皆様には深くお詫び申しあげます。

来年１月に予定している経営革新新春セミナーにつきましては、今後の感染症の状況に応じて開催の可否も含め企画を検討しご案内させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止に関する柳澤会計グループの対応方針について

新型コロナウイルス感染症について弊社では感染拡大防止のため引き続き以下の対応をさせていただきます。

皆様には大変ご迷惑をおかけしますが何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【 対応方針 】

〇お客様への対応について

・メール・郵送・電話・ビデオ会議等を利用してオンラインでの対応を推進していきます。
・訪問の際にはマスク着用等の感染対策を行い伺わせていただきます。
・月次及び決算作業については、作業方法等を相談させていただき訪問時間がなるべく短時間となるように対応を取らせていただきます。
・勤務時間外の対応は控えさせていただきます。

勤務時間：８時～１７時（電話受付　９時～１７時）

※電話受付時間外は受付業務を停止しております。緊急の場合等は担当者の携帯電話へご連絡下さい。

〇社内における予防措置

・出社前に体温を測定し、体温が 37 度以上ある場合は出社禁止。
・発熱がない場合も、咳や鼻水が多いなど体調不良の兆候が見られる場合は出社禁止。
・不要不急の会議、社内行事、会食等の中止、外部研修の参加の禁止。
・社内での感染予防措置の徹底。（換気、事務スペースの分散、会議の時間短縮、清掃・消毒）

自筆証書遺言書保管制度がスタートします！

令和２年７月 10 日（金）から全国の法務局で、自筆証書遺言書を作成した本人が法務局に遺言書の保管を申請することができる制度が始まります。

1. 自筆証書遺言と公正証書遺言

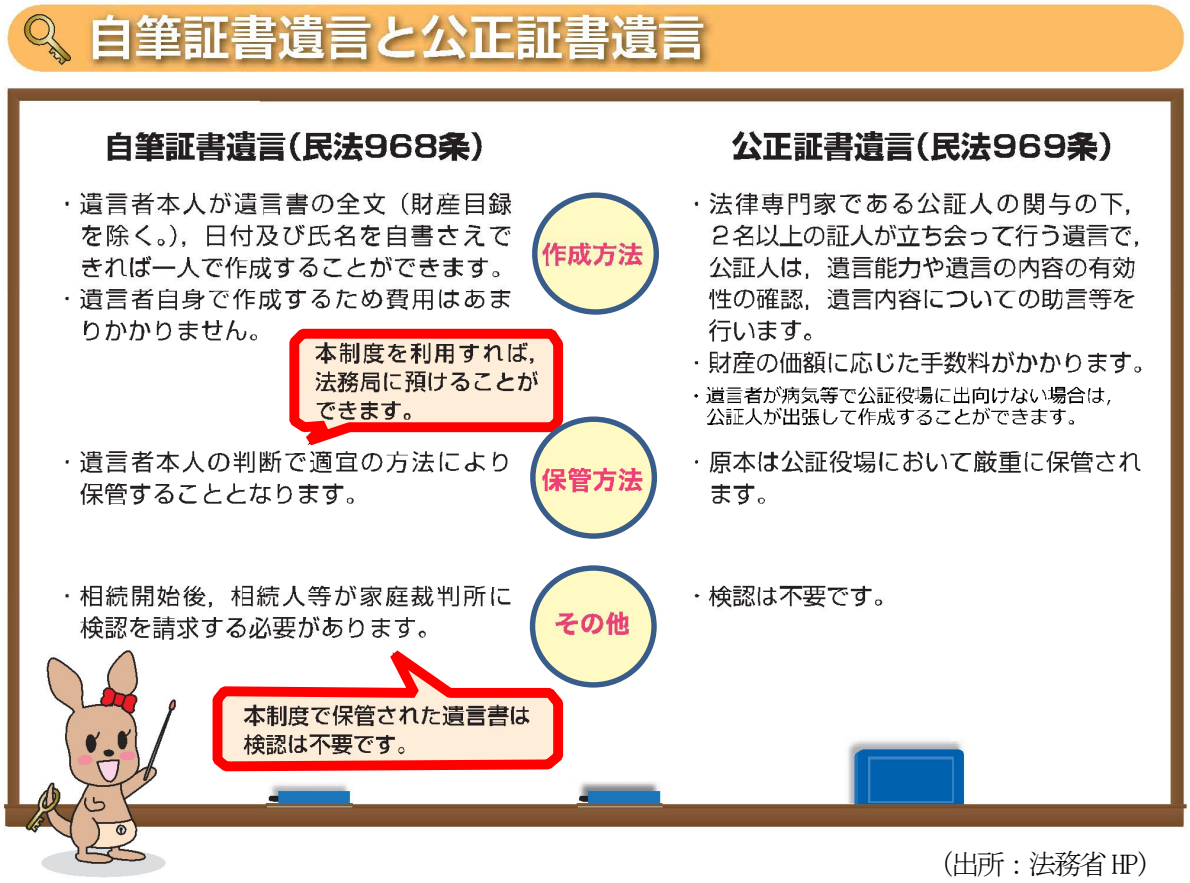

（出所：法務省 HP）

2. 自筆証書遺言保管制度のメリットは？

✧　遺言者のメリット

・法務局で遺言書を保管するため、紛失・亡失することを防ぐことができます。

・相続人に発見されないおそれや、一部の相続人等による改ざんのおそれを防ぐことができます。

✧　相続人・受遺者等のメリット

・遺言者の死亡後、家庭裁判所での検認手続が不要になります。

3. 自筆証書遺言保管制度を利用する際の注意点は？

・保管の申請等の手続きは遺言者本人が、法務局に来て行う必要があります。

・遺言書の保管の申請、遺言書の閲覧の請求等を始めとする法務局において行う全ての手続きについて、予約が必要となります。

・保管の申請の際には、遺言書だけでなく本籍記載の住民票等の添付書類が必要となりますので、申請の際には、必要書類を確認の上、申請して頂く必要があります。

4. 保管の申請に係る費用はどのくらい？

遺言書の保管の申請手数料は、保管年数に関係なく遺言書１通につき 3,900 円です。

（坂本　憲彦）

新型コロナウイルス対策における課税関係（個人）

新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や地方公共団体から個人に対して支払われる助成金については、個別の助成金の事実関係によって、次のとおり課税関係が異なります。

1. 非課税

【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】

・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（雇用保険臨時特例法７条）

・新型コロナウイルス感染症対応休業給付金（雇用保険臨時特例法７条）

【新型コロナ税特法が非課税の根拠となるもの】

・特別定額給付金（新型コロナ税特法４条 1 号）

・子育て世帯への臨時特別給付金（新型コロナ税特法４条 2 号）

【所得税法が非課税の根拠となるもの】

〇学資として支給される金品（所得税法９条１項 15 号）

・学生支援緊急給付金

〇心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法 9 条 1 項 17 号）

・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金

・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金

2. 課税

【事業所得等に区分されるもの】

・持続化給付金（事業所得者向け）

・家賃支援給付金

・農林漁業者への経営継続補助金

・文化芸術・スポーツ活動の継続支援

・雇用調整助成金

【一時所得に区分されるもの】

・持続化給付金（給与所得者向け）

【雑所得に区分されるもの】

・持続化給付金（雑所得者向け）

赤い羽根の新型コロナ全国キャンペーンの寄付金の取扱い

社会福祉法人中央共同募金会は、赤い羽根共同募金として、「支える人を支えよう！赤い羽根　新型コロナ感染下の福祉活動応援 全国キャンペーン」を行っています。この寄附金について、財務省は令和２年６月 19 日から令和３年１月 31 日までの間に支出された寄附金について、指定寄付金に指定しました。

1. 法人

財務省が指定する「2020 年６月 19 日～2021 年１月 31 日」の期間に、同キャンペーンに寄付した場合、法人税の優遇措置（指定寄付金）として「全額損金算入」となります。（法人税法第 37 条第３項第２号）

2. 個人

「所得控除」または「税額控除」のいずれかを選択できます。

なお、「所得控除」または「税額控除」を受けるには所得税の確定申告が必要です。

（橋本健治）

令和２年分　路線価

全国路線価　銀座で過去最高額

路線価は主な道路に面した土地の１㎡あたりの評価額を国税庁が１月１日の時点で算定したもので、相続税や贈与税の計算の基準になるものです。

最高額は東京･銀座５丁目の銀座中央通りの１㎡当たり 4,592 万円で、35 年連続で日本一となり、過去最高額を更新しました。また 21 都道府県で前年を上回り、全国平均も前年比 1.6%上昇しました。

県内路線価　25 年連続下落

区　分	路線価所在地		
年　度	茅野市塚原 市役所前	諏訪市 上諏訪駅前 国道	岡谷市 岡谷駅前
ピーク時	¥215,000 93年 H5	¥390,000 92年 H4	¥175,000 94年 H6
18年 H30	¥45,000	¥58,000	¥45,000
19年 R01	¥44,000	¥58,000	¥44,000
20年 R02	**¥43,000**	**¥58,000**	**¥43,000**
前年比	▲2.3%	0.0%	▲2.3%
ピーク比	▲80.0%	▲85.1%	▲75.4%

長野県内の路線価は、25 年連続で下落という結果となりました。

県内の最高額は長野市の長野駅前通りの１㎡当たり 295,000 円で前年比 3.5%上昇しました。長野県内平均は前年比 0.1%減となりました。

諏訪圏の最高額はＪＲ上諏訪駅前国道沿いで１㎡当たり 58,000 円で前年同額となり、再開発等の効果によって、下げ止まり傾向になっています。

今回公表された路線価は新型コロナウイルス感染症の影響が広がる前の時点が基準となっています。国税庁は、国土交通省が９月ころに発表する基準地価を参照し、路線価の補正を検討する方針です。

（北原隆幸）

職員コラム ～変化～　佐久間　翔一

新型コロナウイルス感染症の影響でマスク・手洗い・消毒等々・・普段の生活習慣が大きく変わってきています。特に３月から数ヶ月は外出・旅行はおろか実家に顔を出すのも控えており生活の殆どが自宅と職場の移動だけという状態でした。

緊急事態宣言が解除されてからは少し落ち着いてきた感じはありますが、まだしばらくはいままでの生活には戻れないかな・・・と感じています。これまで気づいていなかった『不要・不急なこと』こそ心に潤いを与えるのだと認識しました。

感染拡大を防止しながら経済活動を進めていく『新しい生活様式』の取り組みが進められています。その中で私が気になっているものはマイクロツーリズムというものです。

マイクロツーリズムとは星野リゾートが提案している、自宅から 60 分以内に行けるエリアでの観光のことだそうです。新型コロナウイルス感染拡大防止策を実施した上で、地元を観光し地域の魅力を再発見することが目的だということです。

自分自身もこれまでは旅行をする場合には県外の観光地をメインに行き先を考えていましたが、今後は選択肢の一つとして身近な地域の旅行にも目を向け、自分の住んでいる地域の良さを再発見出来ればと思います。